



きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2023.4月 No.216

(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合 きずな

☎0985-29-5377 FAX 0985-29-5378

令和5年度から、資格者3名体制となり、パワーアップします

いつも当事務所にご協力いただきありがとうございます。新年度からも変わらぬご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

さて、この4月1日に、長く高鍋信用金庫に勤めていた社労士の河野慎也さんが我が事務所へ入職となりました。およそ1年かけて相談を積み重ね高鍋信金様のご理解も得て新しいスタートとなります。本人も今まで得たものをフルに生かして皆様を支援したいと意欲満々です。これによって当事務所も、私と昨年合格を果たした本田も含め社労士資格者3人体制となりました。今まで以上に多様な相談にも丁寧に応じられるようさらに精進を重ねて参ります。

改めましてどうぞよろしくお願い申し上げます。

～ ご挨拶 ～

はじめまして。この4月から入職しました河野慎也と申します。

前職は信用金庫で19年間勤務しておりましたが、家庭の事情もあり41歳にして当事務所にお世話になることとなりました。

家族は妻と娘2人で、まだ娘たちが小さいものですから育児に奮闘する日々を送っています。本当はマラソンや読書等に時間を費やしたいのですが、娘たちが自由にさせてくれないので、「育児が趣味」と公言しています。

社会保険労務士資格に加えて、前職で培った経験を大いに生かしていければと思っております。これから所長をはじめ当事務所職員の力を借りながら、一日でも早く顧問先の皆様方との信頼関係を築けるよう努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。(河野慎也)

労働保険事務組合きずな 加入の事業所様へ



◎令和4年度分の賃金台帳をお送りください。

労働保険料の申告(年度更新)を行います。労働保険料は令和4年度の賃金総額によって決定されますので、令和5年3月分の賃金が確定した事業所様は、従業員全員分(アルバイト含)の賃金台帳を弊所までお送りください。

ゴールデンウィーク期間中の業務について

事務所の4月の業務は4月28日までです。
なお、5月1日(月)・2日(火)は通常通り営業いたします。